

## 不正軽油の罪は重～い…



caution!

不正軽油は悪質な脱税行為であるだけでなく、環境汚染等の原因にもなり、その罪はとても重いものになっています。  
あなたが何気なく関わったその行為…  
実はとても重大な過ちかも知れません…

例えばこんなセールストークがあります。  
あなたなら話に乗りますか？

- (1) 廃油(重油)のリサイクルをする事業がある。  
一緒にやらないか。土地を貸してくれないか。
- (2) 安い軽油を販売しています。  
税金はもちろん納めているので大丈夫です。  
経費節減にいかがですか。
- (3) 環境に優しいバイオディーゼル燃料です。  
取り扱ってみませんか。



大分県不正軽油防止対策協議会

### (1) 廃油(重油)のリサイクルって？

とてもエコロジーな響きがあり、すばらしい事業のように聞こえるこの言葉。実は不正軽油製造施設の建設にあたって、そうした業者が出資者や作業員、建物・土地等を貸してくれる人等を騙すときの常套句と言われていました。とても儲かるような話を持ちてきます。

でもそんなに簡単に儲かるようなうまい話があるのでしょうか。

こんなところに注意してみてください。

#### ①原料は本当に廃油(重油)なの？

重油などの燃料の多くはもともと消費されてしまうもの。大量に集めるのは簡単ではないし、仕入先も確認してみてください。

#### ②リサイクル燃料の販売先は？

リサイクル燃料は多くが焼却炉等の産業用燃料となるものです。販売先は明確ですか？自動車の燃料に使用される可能性があれば脱税目的かもしれません。

#### ③事業や施設設置などの許可等は受けていますか？

消防法や廃棄物処理法などの許可(届出)は受けていますか。また、危険物取扱などの資格を持った人員がいるのか確認してみてください。

さらに…

◎原料等を供給すれば罪に問われることがあります。  
土地や建物を貸しただけでも大変なことに…！

①不正軽油製造と知った上で原料等の供給や賃貸を行った場合  
「供給者罰則」として、7年以下の懲役又は700万円以下の罰金（法人重科2億円以下）の罪に問われます。

②不正軽油製造と知らなくても…  
例えあなたが騙されるなどして善意で土地や建物を貸したとしても、調査の結果、課税すべき者が特定できなかつたり、行方不明等であった場合、納税義務者と連帯して、貸し主に課税が行われることがあります。

**それでも、怪しい誘い話に乗るのですか！？  
?と思ったら、最寄りの県税事務所へ連絡を！**



竹田市で摘発された製造施設

## (2) 安い軽油の販売？

原油価格の高騰等で、軽油等の卸価格、販売価格も高止まりしています。需要家の皆さんにとっては燃料費を抑えることは経費節減の一番の課題でしょう。でも、周辺価格より大幅に安いとき、ヘンだな？と思いませんか？不正軽油であった場合、知らずに購入していたとしても結果的には不正な業者の脱税に関わったことにもなりますし、そうした油でトラブルでも起これば社会的な信用問題にもなりかねませんよ…

こんなところに注意してみてください。

### ①普段から通常価格をチェックしておきましょう。

不正軽油販売業者の販売価格設定は、一般の販売価格よりも10～20円/Lの幅で安く設定されることが多いようです。一見して「おかしい」とまで判断しにくいのが不正を行う者のねらい目です。

でも、普通の価格幅は数円の範囲ではないでしょうか？

### ②こんなときがアブナイ

- ・聞いたことのない業者であったり、伝票類がきちんとしていないとき。
- ・社名やメーカーのロゴ、油種表示がない等の「無印ローリー」が来たとき。

### ③証明書も要注意

買い手を信用させるために「課税済証明」を添付していることがありますが、内容が真実かどうかは分かりません。

また真つ当な油であることを信用させるために、分析機関の証明書が添付されることもあります。証明された油が今ここにある油とは限らないですよ…よ〜く考えてみてください。**不審に思ったら、最寄りの県税事務所へ通報を！**



無印ローリー

### (3) 環境に優しい燃料とは！？

ディーゼル機関の燃料を見てみると、日本の燃料は重油を除いて硫黄分が10PPM以下に軽減されるなど、以前の「黒煙もうもう！」といった悪いイメージは過去のものとなっています。

欧州ではガソリン自動車よりも軽油自動車の方が環境に優しいとまで言われています。

この軽油代替燃料としてバイオディーゼル燃料(BDF)などが利用されはじめていますが、最近、「BDFです。軽油として販売(使用)できます。」と売り込む人がいます。

正真正銘のBDFだったとしても、軽油等と混和されて製造されたものやそれを自動車の燃料として販売(使用)すれば、課税の対象となることがあります。

また、こうした売り込みの中には不正軽油をBDFと称していることがあるので注意が必要です。

ちなみに、BDFはまだ大量精製が難しいことなどから、コストは高めです。

それなのに、「安いBDF」なんて言っていたら、なお怪しい！？と置いていてよいかも知れません。

灯油とパーム油の混和燃料がBDFと称されて販売された事例もあります。

#### ここに注意！ Attention!

BDFには窒素酸化物や粒子状物質等の削減効果があるとされており、さらに地球温暖化防止の目標の一つであるCO2削減に寄与するとされていますが、日本では原料の種類が様々であることなどから、まだまだ性状や効果にバラツキがあるようです。

自動車等の燃料機関での消費においては、メンテナンスが十分でないで故障の遠因になることもあるそうです。

そこで、平成19年から揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部が改正され、**BDF混合軽油**の規格が整備されました。販売に当たってはこの規格範囲内の「軽油」である必要があります。

適正な燃料を使用することを心がけていただくとともに、どんなBDFなのか確認する、県税に相談するといった注意が必要です。